

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年小林市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号及び第 6 号を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める期間）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める期間は、57 日間とする。

第 3 条の見出しを「(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第 1 号中「第 5 条第 2 号に掲げる」を「第 5 条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3 月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第 3 条第 5 号中「再度の」を削る。

第 5 条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を削る。

第 10 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号及び第 6 号を削る。

第 11 条第 1 号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第 14 条第 2 号」を「第 14 条第 1 号」に改め、同条第 4 号中「第 14 条第 3 号」を「第 14 条第 2 号」に改め、同条第 5 号を次のように改める。

- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3 月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第 14 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第 21 条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条第 1 号から第 4 号までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに改正前の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 11 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれこの条例による改正後の第 3 条第 4 号又は第 11 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。